

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	固定資産税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新富町は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDやパスワードにより操作者が操作する権限を限定している。また事務の一部を外部委託事業者に委託しているが、個人情報の保護に関する契約を締結し対応している。

評価実施機関名

宮崎県新富町長

公表日

令和8年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税賦課事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ⑤固定資産税の減免
③システムの名称	固定資産税システム 宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 地籍管理システム 家屋調査支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税課税台帳情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項及び地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項並びに地方税法等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新富町総務課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新富町税務課 〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地 電話 0983-33-6076
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行っている。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限を整理し、適切な運用を行っている。 ・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠をし、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 比江島 光裕	税務課長 道下 秀人	事後	人事異動に伴う変更
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日	平成28年3月1日	事後	基準日の変更
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日	平成28年3月1日	事後	基準日の変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 道下 秀人	税務課長 長友 一彦	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年3月1日	平成29年3月1日	事後	基準日の変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年3月1日	平成29年3月1日	事後	基準日の変更
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 長友 一彦	税務課長 宮本 芳幸	事後	人事異動に伴う変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月1日	平成30年4月1日	事後	基準日の変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日	平成30年4月1日	事後	基準日の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	基準日の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	基準日の変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	基準日の変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	基準日の変更
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	基準日の変更
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 宮本 芳幸	税務課長 平井 康博	事後	人事異動に伴う変更
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 平井 康博	税務課長	事後	変更
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	基準日の変更
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	基準日の変更
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 4年4月1日	令和 5年4月1日	事後	基準日の変更
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 4年4月1日	令和 5年4月1日	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 5年4月1日	令和 6年4月1日	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 5年4月1日	令和 6年4月1日	事後	基準日の変更
令和6年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項及び地方税法	番号法第9条第1項 別表 24の項及び地方税法	事後	番号法の一部改正
令和6年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 27の項並びに地方税法等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項並びに地方税法等	事後	番号法の一部改正
令和6年11月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 6年4月1日	令和 6年11月1日	事後	基準日の変更
令和6年11月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 6年4月1日	令和 6年11月1日	事後	基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月13日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行っている。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認している。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和6年11月13日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 当該対策は十分か【再掲】 [特に力を入れている] 判断の根拠 ・ 人事異動の際には必ず権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限を整理し、適切な運用を行っている。 ・ 端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠をし、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 6年11月1日	令和 7年4月1日	事後	基準日の変更
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 6年11月1日	令和 7年4月1日	事後	基準日の変更
令和8年8月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和 7年4月1日	令和 8年8月1日	事後	基準日の変更
令和8年8月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和 7年4月1日	令和 8年8月1日	事後	基準日の変更